

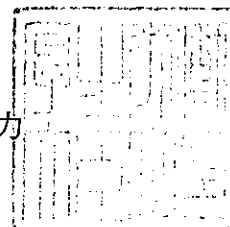
7月3日 受

厚生労働省発食安第 0701012 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定又は改正すること

EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド

7月3日接受

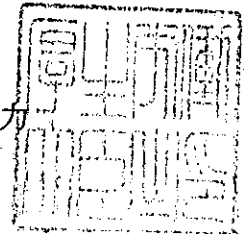


厚生労働省発食安第 0701013 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を改正すること

カルバドックス

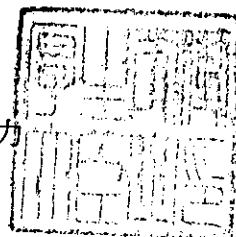
7月3日接受

厚生労働省発食安第 0701014 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、パツリンの規格基準を設定すること

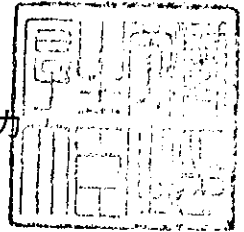
7月3日 接受

厚生労働省発食安第 0701015 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること

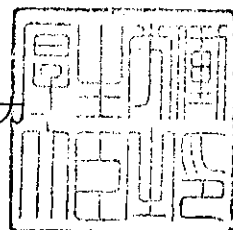
7月3日接受

厚生労働省発食安第 0701016 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定めること

Ｌ－アスコルビン酸 2－グルコシド、ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム

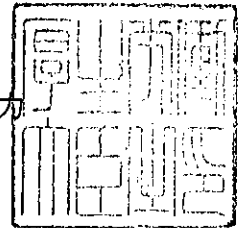
7月3日接受

厚生労働省発食安第 0701017 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の添加物の基準として、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること

アセスルファムカリウム、亜硫酸塩類、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム

7月3日接受



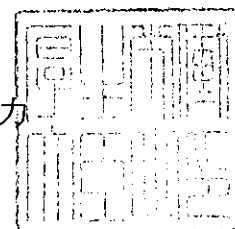
厚生労働省発食安第0701018号

平成15年7月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の添加物の規格として、次に掲げる添加物の規格を改正すること

メチルヘスペリジン

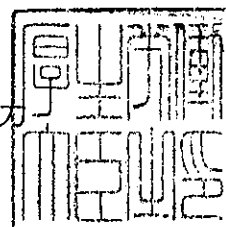
7月3日接受

厚生労働省発食安第 0701019 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準として、次に掲げる添加物の基準を設定すること

コウジ酸

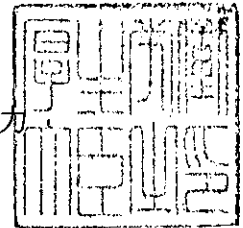
7月3日 接 受

厚生労働省発食安第 0701020 号
平成 1 5 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 3 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 1 1 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について

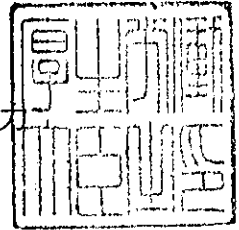
7月3日 接受

厚生労働省発食安第 0701021 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について

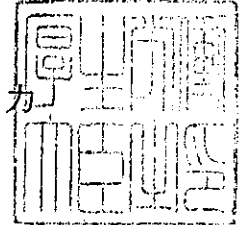
7月3日 接受

厚生労働省発食安第 0701022 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を改正すること

サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン／ストレプトマイシン、ダノフロキサシン

7月3日接受



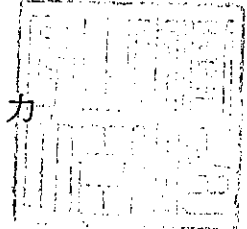
厚生労働省発食安第 0701023 号

平成 1 5 年 7 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 1 1 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の添加物の規格として、次に掲げる添加物の規格を改正すること

タール色素